

高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がない事項）</p> <p>第一条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）第二条第四項第一号の国土交通省令で定める事項は、整備計画に車線の暫定的な整備に係る記載がある場合における当該記載の変更又は削除に係る事項とする。</p> <p>第二条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 天災その他不可抗力による工期の延長 二 物価その他の経済事情の変動 三 新設又は改築する高速自動車国道の存する地域の地形又は地質の状況を踏まえた工法の変更 四 前条の変更又は削除 <p>第三条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする。</p> <p>第四条～第五条 （略）</p> <p>（本線車道に直接出入りすることができる施設）</p> <p>第六条 令第六条第一号の国土交通省令で定める施設は、高速自動車国道に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条～第二条 （略）</p> <p>（本線車道に直接出入りすることができる施設）</p> <p>第三条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）第六条第一号の国土交通省令で定める施設は、高速自動車国道に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所とする。</p>

第七條～第十二條
(略)

第四條～第九條
(略)